

ID: 796

担当部署: 建設水道課

| | | | | | | |
|--|-----------------------------|----------------------|-------|--|--|--|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用) | | | | | |
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 都市再開発法 第99条の8第5項 | | | | | |
| 法 令 番 号 | 昭和44年法律第38号 | | | | | |
| 【基準】 準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |
| 設 定 年 月 日 | 令和3年4月1日 | 最 終 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | | |